ゆうちょ銀行並びに郵便局をご利用になられる特別徴収義務者の方へ

特別徴収税額の納入に、愛知、岐阜、三重、静岡の４県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に日付等をご記入の上、同封の納入書とあわせてご利用になられるゆうちょ銀行･郵便局窓口に提出してください。

愛知、岐阜、三重、静岡の４県内のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合、または、ゆうちょ銀行及び郵便局以外の金融機関をご利用になられる場合は、特に提出する必要はありません。

前年度ご利用のゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続きご利用できますから、再度、通知書の提出は必要ありません。但し、ご利用のゆうちょ銀行、郵便局を変更される場合は、あらためてこの通知書を提出する必要がありますので、必要な場合は、あま市役所税務課までご連絡ください。

電話　０５２－４４４－０５０９

年　月　日

長　殿

愛知県あま市長

指　定　通　知　書

貴店（局）を地方税法第321条の５第４項の規定に基づいて当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

記

１．認可又は承認番号　　貯業１第2713号

２．口　座　番　号　　00860－５－960203

３．加入者の名称　　あま市

４．取りまとめ店　　ゆうちょ銀行
名古屋貯金事務センター